

高病原性鳥（鶏）インフルエンザ対応方法

—レース鳩を鳥（鶏）インフルエンザから保護するために—

A（社団法人 日本鳩レース協会と、レース主催団体の対応）

- 1 協会は、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、都道府県知事が指定した同病発生場所を中心とした鶏・家禽の移動及び搬出制限区域内（原則として半径10km〈半径5km～30km〉）にある地区競翔連盟に対して、移動制限区域内の鳩舎はレース鳩保護のために、原則としてレース及び舎外運動を休止するなどの措置を取るよう指示するものとする。
- 2 各レース主催者は、移動制限区域内の鳩舎がレース休止に伴い被る経済的負担等に配慮し、前納したレース参加費、登録料などの扱いについては、返還なども考慮に入れた非常事態措置を講ずるものとする。

B（移動制限区域内での愛鳩家の対応）

移動制限区域内に鳩舎を構える愛鳩家は、都道府県知事が鶏・家禽の移動及び搬出制限措置を解除するまでは、レース鳩保護のため、原則としてレースへの参加及び舎外運動を休止する。

C（移動制限区域外での愛鳩家の対応）

移動制限区域外の愛鳩家は、制限区域内をレース、訓練の放鳩地としてはならない。

D（愛鳩家の保健衛生義務）

- 1 各鳩舎は常日頃から衛生管理を怠らず、各種の疫病予防を徹底し、消毒液（パコマ等）による鳩舎の消毒を励行する。
- 2 消毒の方法は、掃除の後に、消毒液を浸した布状のもので鳩舎内の汚れをふき取るか、または、鳩舎内隅々まで消毒液を噴霧する。コンクリート床部分などは消毒液で洗浄する。
- 3 鳩の排泄物等は、ビニール袋に入れ封をし、各地方自治体で定められた適切な方法で、最終処分をする。
- 4 舎外運動をさせる以外は、自鳩舎の鳩を除くすべての鳥類の侵入を防ぐため、鳩舎の入出舎口は必ず閉鎖しておくこと。